

令和8年6月2日

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会
大阪市立姫島小学校
校長 忠政 良衛

非常変災時の措置について

昨今の気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻(午前8時30分)までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業措置**とします。

ア 気象庁より、大阪市において「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を 除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等 は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来通り「イ」の措置規準に準じる)

イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報(警戒レベル〇相当情報)ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市HP(発令した場合、トップ画面に表示されます。)

○おおさか防災ネット(メール登録もできます)

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○NHK速報

○防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます。)

○緊急速報メール(受信できない機種もあります)

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

※ ただし左記のア〜ウにかかわらず、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の発表でも、登校時の安全が確保できない事態が発生した場合、学校周辺で緊急事態等が生じた場合、もしくは停電など教育設備や教育施設等の被害のために教育活動が困難となる事態が生じた場合、またこれらの事態が生じるおそれがあると認められた場合に

は、校長の判断により臨時休業措置とすることがあります。

※ 児童が登校している場合や始業時後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、**引き渡し**若しくは教職員が引率などを行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4(全員避難)」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に務め、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合は、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することや、どのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前にお子さんと話し合っておいてください。

※ 臨時休業等の措置を取った場合は、姫島小学校ホームページに掲載します。また、上記の災害や不測の事態において一斉下校のお知らせにもミマモルメを活用しています。ミマモルメ一斉メールサービスの配信をいたしますので未登録の方は、この機会に登録をお願いします。なお、変災時、停電等の不測の事態により、ホームページの掲載や一斉メールの配信、電話ができない場合は、保護者による引き渡しとなりますので、来校をお願いします。

※ 児童家庭調査表の方に、つながる連絡先を複数書いていただきますようお願いいたします。連絡先変更や追加については、連絡帳などを用いて担任にお願いします。

※学校が臨時休校となった場合は、いきいき活動も休止となります。